

新財源確保に向けた考え方について

1 本資料の作成目的

「中期財政見通し」においては、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費や老朽化が進む公共施設の大規模改修などの投資的経費が増加する一方、歳入の根幹である町税は、下げ止まりを見込んでいるものの大幅な増収は見込まれないことから、平成 28 年度以降、毎年度 9 億円前後の財源不足が見込まれています。

また、「歳出歳入の見直し調査」における今後の歳出削減可能額は、最大 38 百万円程度と見込まれており、従来の歳入歳出の見直しによる財源不足の解消は不可能な状況です。

このため、財源不足解消のための新財源確保に向けた具体的検討にあたり、想定される主な手法の概要と本町の考え方について整理したものです。

2 新財源確保の主な手法

1) 市町村税の概要（参考資料 1 を参照）

①普通税と目的税

地方税は、都道府県民税と市町村税に分けられ、さらに市町村税は、市町村民税や固定資産税などの用途を特定せず、一般経費に充てるために課される普通税と、入湯税（地方税法第 701 条：環境衛生施設・鉱泉源保護管理施設・消防施設の整備並びに観光振興が用途）や都市計画税（地方税法第 702 条：都市計画法に基づく都市計画業等が用途）など特定の費用に充てるために課す目的税に分けられます。

②法定外税

市町村法定外普通税（普通税）及び市町村法定外目的税（目的税）については、導入に当たって“あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない”とされており（地方税法第 669 条、第 731 条、第 732 条）、総務大臣の同意に当たっては、財務大臣への通知及び地方財政審議会の意見聴取が必要となります。

その他の税については、基本的には条例により定めることができます（地方税法第 3 条）。

③標準税率と制限税率

標準税率とは“地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率（財政上の必要性のみならず、一定の政策目的を達成することも必要な理由となります）、地方交付税の算定基礎として用いる税率”のことです。また、制限税率は超過課税をする場合の上限となります。

2) 新財源確保の主な手法（参考資料2・3を参照）

本町における新財源確保に向けては、表1のような手法が挙げられます。

前述のとおり、1)個人町民税～3)固定資産税及び6)法定外税（普通税）は用途の制限が無い普通税、4)入湯税、5)都市計画税及び6)法定外目的税は用途の制限がある目的税であり、基本的には条例で定めることができます。また、6)法定外税（普通税/目的税）については、導入に当たって総務大臣の事前同意等の手続きが必要になるとともに、一般的には法定税目で対応できない場合の手法となります。

●表1 新財源確保の主な手法

	主な手法		標準税率	本町の 現行税率	制限 税率等	H25決算額 (千円)	備考等
	課税客体	課税標準					
1) 個人町民税 (普通税)	個人	均等割	※3,500円	←	なし	32,359	※H26～35まで
		所得割	6.0%	←	※なし	692,140	※H10制限税率廃止
2) 法人町民税 (普通税)	法人	均等割	5～300万円	←	1.2倍	195,558	
		法人税割	※9.7%	←	※12.1%	119,146	※H26.10.1～の事業年度
3) 固定資産税 (普通税)	土地・家屋・ 償却資産	価格	1.4%	←	※なし	4,356,460	※H16制限税率(2.1%)廃止
4) 入湯税 (目的税)	入湯行為	入湯客数	150円	※150円 50円	なし	687,204	※宿泊150円・日帰り50円
5) 都市計画税※ (目的税)	土地・家屋	価格	-	-	0.3%	-	※本町未設定
6) 法定外税※ (普通税/目的税)			-	-	-	-	※本町未設定 総務大臣の事前同意等が必要

出典：総務省 HP「地方税の概要」、H25 決算額：地方財政状況調査をもとに作成

3 新財源確保策の導入事例等

1) 全国での導入状況（参考資料4・5を参照）

総務省（平成 25. 4. 1 現在）による、全国における新財源確保策（超過課税及び法定外税）の導入状況は表2のとおりとなります。市町村民税（法人）が、均等割 397 団体、法人税割 997 団体と導入団体数が最も多く、特に法人税割は超過課税の規模が最大となっています。次いで、固定資産税（156 団体）の導入団体が多く、導入団体数と比較して超過課税の規模は大きくなっています。

一方、市町村民税（個人）、入湯税、法定外税（普通税/目的税）については、導入団体が少なく、金額的にも小規模となっています。

●表2 全国の市町村における超過課税と法定外税の導入状況

超過課税	区分		導入団体数	規模(億円)	実施団体	
	普通税					
	市町村民税 (個人)	均等割	2	16.2	夕張市、横浜市	
		所得割	2	0.7	夕張市、豊岡市	
		市町村民税 (法人)	均等割	397	152.6	
			法人税割	997	2278.6	
	固定資産税		156	341.3		
	軽自動車税		29	6.8		
	鉱産税		31	0.1		
	目的税	入湯税	2	0.23	桑名市、美作市	
法定外税	普通税	市町村の法定外普通税	6	14	熱海市、太宰府市等	
	目的税	市町村の法定外目的税	7	14	富士河口湖町、柏崎市等	

出典：総務省 HP「超過課税の状況」、「法定外税の状況」をもとに作成

2) 個別団体における新財源確保策の導入事例

個別団体における近年の新財源確保策の導入事例については、4ページの表3のような事例が挙げられます。

- ・市町村民税等の超過課税

県内では横浜市の「横浜みどり税（個人市民税・法人市民税）」、神奈川県「水源環境保全税（個人県民税）」の事例があります。これらは、市町村民税や都道府県民税の超過課税ですが、税収の用途は明確化されています。

- ・固定資産税の超過課税

大阪府岬町が税収減や基金が払底し、施設の元利償還負担等が増大する中で、公共施設、教育や福祉など用途が限定されないことや多くの住民に協力をお願いするという趣旨で導入されたものです。

- ・入湯税の超過課税

全国で岡山県美作市、三重県桑名市、北海道釧路市（平成27年度～）の導入事例があり、超過課税額もそれぞれ異なります。また、入湯税は目的税であり用途の制限がありますが、制度上の制約の範囲内で観光関連団体への補助や環境衛生施設整備など入湯税の用途（充当先）には違いが見られます。

- ・都市計画税の導入

近江八幡市の都市計画税導入は、市町村合併に伴い平成27年度から旧町部で都市計画税が課税されていなかった地域にも都市計画税を導入したものです。

- ・法定外普通税

静岡県熱海市の別荘等所有税は、一戸建別荘やリゾートマンション（1万戸余り）のための生活関連施設（ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備）や消防はしご車、救急車の整備等行政経費の一部を応分に負担して頂くためのものです。ただし、本税は現在、棟数が増加している会員制ホテルを課税対象から外しており、公平性に課題があります。

- ・法定外目的税

東京都の宿泊税は、観光振興事業を用途としているものです。ただし、消費税との二重課税ではないか、ビジネス等の目的の宿泊者もいるといった課題があります。また、本町の場合、入湯税に重ねての課税になること、リゾート会員制ホテルの取り扱いなどの課題があります。

●表3 個別団体における新財源確保策の導入事例

税目等	税名	団体	期間	課税方法等※	備考等
1) 市町村民税 道府県民税 (個人)	横浜みどり税	横浜市	平成21～30年度 (5カ年2期目)	均等割 900円 (標準税率3,500円)	用途は「横浜みどりアップ計画」施策(樹林地・農地保全、緑化推進等)
	水源環境 保全税	神奈川県	平成19～28年度 (5カ年2期目)	均等割 300円 (標準税率1,500円) 所得割 0.025% (標準税率4%)	用途は「かながわ水環境保全・再生実行5カ 年計画」の特別対策事業
2) 市町村民税 道府県民税 (法人)	横浜みどり税	横浜市	平成21～30年度 (5カ年2期目)	均等割 均等割額の9% 相当分	(例:資本金1千万円以下・従業員50人以下 50,000円→54,500円)
	法人県民税の 超過課税※	神奈川県	平成22.11.1～ 27.10.31	所得割 0.8% (標準税率5%)	資本金等2億円以下かつ法人税額4千万円 以下の場合には非対象。用途は道路等の社会 基盤整備。※法人事業税も同時に超過課 税。
3) 固定資産税	—	大阪府 岬町	平成19年度～ (当分の間)	0.3% (標準税率1.4%)	当分の間とは集中改革プラン(H19～21)の 3カ年。平成25年度以降は、0.2%(1.6%)。 税収減、基金払底、施設の元利償還等が理 由。都市計画税は用途制限により不採用。
	—	兵庫県 豊岡市	平成21年度～	0.1% (標準税率1.4%)	平成17年度に1市5町合併。旧豊岡市のみの 都市計画税(0.3%)から、全域での超過課税 (0.1%)に変更。※個人市民税(所得割)を 0.1%超過課税を同時実施。
4) 入湯税	—	岡山県 美作市	平成17年度～	50円 (標準税率150円)	平成17年の5町1村合併時に旧美作町の税 額に統一。 用途は観光振興助成事業(旅館組合、観光 協会)への補助等
	—	三重県 桑名市		60円 (標準税率150円)	ホテル、旅館等は210円、国民宿舎・寮・保 養所等は150円、その他施設は50円。 用途は環境衛生施設整備、消防施設整備、 観光振興
	—	北海道 釧路市	平成27～36年度	100円 (標準税率150円)	超過課税は阿寒湖温泉地区の国際観光ホ テル整備法に該当する宿泊施設の宿泊者が 対象。日帰り90円、修学旅行宿泊は70円。 用途は宿泊施設が所在する地域の観光振 興事業
5) 都市計画税	—	滋賀県 近江八幡市	平成27年度～	0.3%	旧安土町地域の市街化区域への課税。合併 に伴うもの。
6) 法定外税	別荘等所有税 (普通税)	静岡県 熱海市	昭和51年度～	500円/㎡/年	当初5年時限だったが更新継続。現在は650 円(H13～)。用途はリゾートマンション等の建 設に伴いゴミ処理や消防梯子車、上下水道 の整備等
	宿泊税 (目的税)	東京都	平成14.10.1～	100円又は200円/泊	宿泊料金1～1.5万円未満は100円。1.5万円 以上は200円。用途は観光振興事業。

※課税方法等の金額・率は超過課税部分のみの表記となっている

出典：各団体のHPより作成(参考資料6を参照)

4 新財源確保に向けた本町の考え方

1) 本町の評価

これまで整理してきた新財源確保手法について、本町への適性について表4のとおり評価を実施しました。本町としては、財源不足の主な要因が町税の著しい減収であり、次年度予算への速やかな対応が必要であること、財源不足額の規模等から総合的に新財源確保策を検討していく必要があると考えています。

なお、この評価は、地方税の一般的な考え方を踏まえ、本町の各税目における納税義務者の構成や税収規模、徴収事務量等を勘案して独自に評価したものです。

●表4 新財源確保手法の本町としての評価一覧※1

区分	1) 個人町民税	2) 法人町民税	3) 固定資産税	4) 入湯税	5) 都市計画税	6) 法定外税
①用途自由度	◎	◎	◎	○	△	-※2
②収入安定性	△→○	△→○	◎	○	◎	-※3
③応能性	⊖	⊖	⊖	△	⊖	⊖
③応益性	△→◎	△→○	◎→○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	◎	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い ○：ある程度適性がある △：適性が低い

※2 法定外普通税であれば用途自由、目的税であれば用途制限あり。

※3 法定外税は、熱海市の別荘所有税のような資産が課税対象であれば安定性は高く、東京都の宿泊税のような観光客対象であれば、入湯税と同様に安定性は低くなると考えられます。

①用途自由度

本町の財政需要は社会保障、教育、衛生、消防、都市基盤整備など多岐の政策分野に及びます。このため用途の自由度は高いことが望まれます。

普通税である1)個人町民税～3)固定資産税は、「用途の自由度が高い」と評価しました。

目的税のうち4)入湯税は、観光施策や消防施設、生活環境施設に充当できるものの社会保障関係費（扶助費や繰出金等）への充当はできないことから「ある程度の用途の自由度がある」と評価しました。5)都市計画税は都市計画事業に用途が限定され本町ではほぼ下水道事業のみが対象となることから、「用途の自由度が低い」と評価しました。

②収入安定性

本町の財源不足は構造的かつ長期にわたると見込まれます。そのため、収入の安定性は高いことが望まれます。

地方税原則における「安定性の原則」は、一般的に安定したサービスを提供する地方自治体の収入として、景気変動に伴う税収の増減が少ない税目が望ましいということであり、その点で法人町民税の収入安定性は低いと評価されます。

その原則をもとに、本町における過去の税収動向、人口変動や社会経済情勢の変化、自然環境などを総合的に勘案し、次のように評価しました。

3) 固定資産税及び課税対象が類似する 5) 都市計画税は、評価替えによる減収があるものの年度間の大幅な増減はないことから、「収入安定性が高い」と評価しました。

1) 個人町民税は、一般的に収入安定性が高いと言われていますが、本町の場合、平均所得が低いなか過去に一部の高額所得者の町外転出により大きな減収があったことから、「ある程度の収入安定性がある」と評価しました。また、2) 法人町民税は、一般的に収入安定性は低いとされておりますが、寮・保養所が多く均等割と法人税割の割合が6：4と均等割の割合が大きいことから、「ある程度の収入安定性がある」と評価しました。

4) 入湯税については、年間2,000万人の観光客が来町し一定の安定性はありますが、社会経済情勢の変動を受けやすいとともに、大涌谷火山・地震活動による減収が見込まれていることから、「ある程度の収入安定性がある」と評価しました。

③ 応能性

削除

③ 応益性

租税の公平性の評価については、国や地方公共団体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担することが公平だとする応益性の原則と、社会の構成員の経済力に応じて負担することが公平だとする応能性の原則があります。

そのうち、地方税においては、一定の地域において提供される行政サービスに対して住民が税を負担するという応益性の考え方がより求められるとされています。

1) の個人町民税は負担分任※の性格をもつ均等割に加え、所得割についても三位一体改革にともなう比例税率化により、応益性が高められていることから「応益性が高い」と評価しました。2) 法人町民税については、特に法人税割は応能性を持ちますが、本町では均等割の割合が高く応益性の要素が高いことから、「ある程度の応益性がある」と評価しました。

3) 固定資産税は、住宅や観光施設ができると道路や上下水道の整備、ごみ処理に加えこれらの資産を守るための消防施設も必要となるなど、資産保有と行政サービスとの受益関係に着目した税であり、「ある程度の応益性が高い」と評価しました。

5) 都市計画税は、課税対象が固定資産税とほぼ同様の税であり、加えて特定の支出目的のために課税する目的税です。一般的に目的税は、ただちに応益性が高いと判断されるものではありませんが、本町で想定される用途内容を勘案して、「応益性が高い」と評価しました。

4) 入湯税は、都市計画税と同様に本町で想定される用途内容を勘案して「応益性が高い」と評価しました。また、法定外税についても他団体の導入事例等から「応益性が高い」と評価しました。

※負担分任…地域社会の費用を地域住民が相互に負担し合うこと

④ 徴税事務量

本町としては、徴税に係る事務量については、より少なく、効率的な徴収が可能なことが望まれます。

1) 個人町民税～4) 入湯税は、既存の税であり、事務量の増加は基本的に無いと評価しました。

ただし、町民税については、均等割と所得割（法人税割）があり、超過課税・不均一課税の方法によっては事務量の増加も予想されることから、「ある程度の事務量がある」と評価しました。

5) 都市計画税及び6) 法定外税は、本町にとっては新税のため、事務量の増加が予想されることから、「事務量が多い」と評価しました。

⑤ 導入時間

新たな負担を導入する場合の本町の特性や課題を踏まえて導入時間を評価した結果は、次のとおりとなります。

1) 及び2) の町民税は、神奈川県の水源地環境保全税や横浜市のみどり税のような超過課税を導入する場合、幅広い納税義務者から負担を求めるための目的や用途など制度の検討が必要となるため「ある程度の導入時間を要する」と評価しました。3) 固定資産税は、既存税であり税率の検討は必要なものの多くの時間を要しないことから「導入時間は短い」と評価しました。

4) 入湯税は、現在、宿泊150円・日帰り50円の不均一課税を行っており、税率の見直しを行う場合には、これまでの不均一課税の評価に加え、用途の検討が必要であることから、「ある程度の導入時間を要する」と評価しました。

5) 都市計画税は、本町では新税となるとともに課税対象区域（町全域もしくは一部区域）の検討が必要なことを考慮し、「導入時間を要する」と評価しました。6) 法定外税は、新たに課税対象等の制度の検討自体が必要であり、さらに総務大臣の事前同意が必要であることから、「導入時間を要する」と評価しました。

⑥ 増収規模

本町としては、見込まれる財源不足を補うことができる増収規模が必要です。

中期財政見通しの財源不足額は約9億円/年と多額の不足が見込まれている中で、3) 固定資産税は、本町の町税収入約63億円のうち約7割の44億円（平成25年度決算）を占める基幹税目であり、ある程度の税率改正により一定の増収規模を確保できることから「適性が高い」と評価しました。なお、5) 都市計画税についても、課税対象等が異なるものの固定資産税に近い増収規模が見込まれますが、財源不足を補う規模には及ばないことから「ある程度の適性がある」と評価しました。

1) 及び2) の町民税については、制限税率や導入事例からの超過課税適用からは、増収は小規模にとどまらざるを得ないと考えられることから「適性が低い」と評価しました。

4) 入湯税、6) 法定外税（東京都の宿泊税を想定）については、ある程度の増収規模は想定できるものの財源不足を補う規模には及ばないことから「ある程度の適性がある」と評価しました。

いずれにしても、3) 固定資産税以外の手法については、財政不足額を補うためには、複数手法の併用について検討の必要があります。

2) 新財源確保策の導入に当たって

新財源確保策の導入に当たっては、次の点を考慮しながら検討を進めていく考えです。

① 新財源確保に向けた負担のあり方

新財源確保の導入に向けては、現状町ではどのような部分で費用がかかっており、それが住民向け、観光向け、又は両方なのかを整理したうえで、負担のあり方を検討していきます。

② 町民への説明を充分に行うこと

新財源確保策の導入は、新たな町民負担をお願いすることになります。これまでも町民の皆様に対して、地域説明会や町民アンケート等を実施してきましたが、具体的な新財源確保策とその導入については、町民の理解を得られるよう広報・広聴を実施していきます。

③ 「箱根町行財政改革アクションプラン」を前提とすること

現在検討中で平成 27 年度に策定予定の「箱根町行財政改革アクションプラン」における歳出削減策・歳入増加策を実施することを前提として、財源不足額の精査をするとともに、新財源確保策の検討を行います。

④ 公共施設の見直し

公共施設の見直しについては、平成 27 年 6 月に策定した「公共施設マネジメント基本方針」において今後約 40 年間で公共施設の延床面積の 3 割削減を目標としましたが、具体的な公共施設の再配置計画である公共施設再編計画は、今後、策定作業を行うため、策定後、内容の反映を行うものとします。

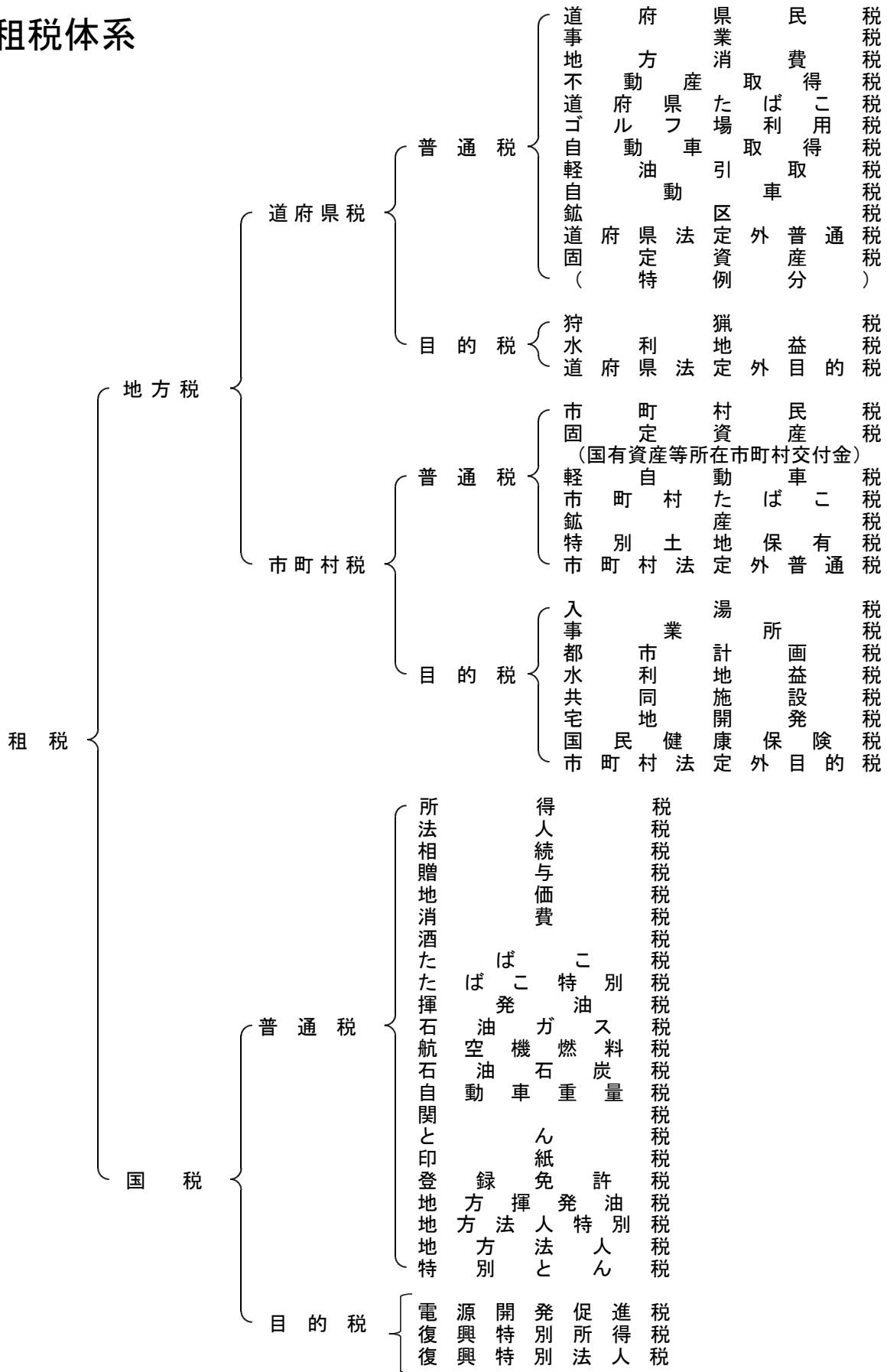
⑤ 税の徴収体制の強化等を図ること

納税者に対する公平性の観点から、これまで以上に徴収体制の強化や、課税体制の強化を行い、滞納額を減少させる取組みを行います。

3) 新財源確保策の導入後の見直し等について

新財源確保策の導入後についても、中長期的に財源不足額の変化に応じた超過税率の変化や財源不足要因に応じた負担方法の多様化を図るなど、財政状況や社会経済情勢の変化に対して、適時適性に新財源確保策の見直し見据えた検討を行っていきます。

租税体系



(注) 1 普通税：その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
 普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外の
 もので地方団体が一定の手續、要件に従い課するものを法定外普通税という。
 2 目的税：特定の費用に充てるために課される税。
 目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外の
 もので地方団体が一定の手續、要件に従い課するものを法定外目的税という。

市町村税の概要

税 目	納税義務者	課税客体	課 税 標 準	税 率	収入見込額 (H27)
市町村民税 (直)	市町村内に住所を有する個人、市町村内に事務所等を有する法人等	左に同じ	均等割(個人、法人)… 定額課税	個人…3,000円 (ただし、平成26年度から平成35年度まで 3,500円) 法人…5万円～300万円	億円 (構成比) 個人均等割… 2,115 所得割…69,281 法人均等割… 3,905 法人税割…15,834 計 91,135 (44.4)
			所得割(個人)… 前年の所得	6/100 (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	
			法人税割(法人)… 法人税額又は個別帰属法人税額	9.7/100	
固定資産税 (直)	固定資産の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)	価格	1.4/100	87,079 (42.4)
軽自動車税 (直)	軽自動車等の所有者	軽自動車等		例 4輪以上の自家用軽乗用車 …年額10,800円 (平成27年3月31日以前に初めて車両番号の 指定を受けたもの 年額 7,200円) (初めて車両番号の指定を受けてから13年 を経過したもの(平成28年度より適用) 年額 12,900円) (平成27年4月1日から平成28年3月31日までの 間に初めて車両番号の指定を受けた一定の 環境性能を有するもの(平成28年度のみ適用) 年額 8,100円(25%軽減の場合))	1,999 (1.0)
市町村たばこ税(間)	卸売販売業者等	売渡し等に係る製造たばこ	製造たばこの本数	1,000本につき5,262円(旧3級品は、1,000本につき2,495円) (※ただし、旧3級品の特例税率は4段階で縮減・廃止等(平成28年4月1日から平成31年4月1日))	9,007 (4.4)
鉱産税 (直)	鉱業者	鉱物の掘採の事業	鉱物の価格	1/100(標準税率)	20 (0.0)
特別土地保有税(直)	土地の所有者又は取得者	土地の所有又は取得	土地の取得価額	土地に対する課税 1.4/100 土地の取得に対する課税 3/100 ※平成15年度以降は新たな課税は行っていない。	6 (0.0)
入湯税 (間)	入湯客	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客数	1人1日につき150円	226 (0.1)
事業所税 (直)	事業所等において事業を行う者	事業	資産割…事業所床面積	1㎡につき600円	3,609 (1.8)
			従業者割… 従業者給与総額	0.25/100	
都市計画税 (直)	市街化区域等に所在する土地、家屋の所有者	土地、家屋	価格	0.3/100(制限税率)	12,322 (6.0)
水利地益税 (直)	水利に関する事業等により特に利益を受ける者	土地、家屋	価格又は面積	任意税率	0 (0.0)
共同施設税 (直)	共同施設により特に利益を受ける者	共同施設により特に利益を受けた事実	共同施設の利益状況を考慮して市町村が条例で定める	任意税率	— (—)
宅地開発税 (直)	権原により宅地開発を行う者	市街化区域において行われる宅地開発	宅地の面積	任意税率	— (—)
					市町村税計 205,403 (100.0)

- (注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税等である。
 2. 収入見込額(H27)は、平成27年度地方財政計画における収入見込額である。
 3. 固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。
 4. 表中の税率等は、平成27年度税制改正によるものを含む。
 5. 上記のほか、東日本大震災による減免等に伴う減収を136億円と見込んでいる。

地方税の税率一覧

(市町村税)

参考資料 3

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要
市 町 村 民 税 個人	所得割 標準税率(6%) (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	無	平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率が廃止された。
	均等割 標準税率(3,000円) 〔ただし、平成26年度から平成35年度まで3,500円〕	無	
法人	法人税割 標準税率(9.7%)	有:創設時より (平成26年10月1日以後に開始する事業年度より12.1%)	
	均等割 標準税率(5万円~300万円)	有:創設時より (昭和59年度より1.2倍)	
固 定 資 産 税	標準税率(1.4%)	無	平成10年度改正において届出制が廃止され、1.7%を超える一定の場合の議会手続が必要となった。 平成16年度改正において、制限税率が廃止された。
軽 自 動 車 税	標準税率(定額課税)	有:昭和51年度創設 〔平成18年度より1.5倍、 当初、標準税率の1.2倍〕	
市 町 村 た ば こ 税	一定税率(1,000本につき 5,262円) 〔旧3級品は、1,000本につき2,495円 (ただし、旧3級品の特例税率は4段階で縮減・廃止等 (平成28年4月1日から平成31年4月1日))〕	—	
鉱 産 税	標準税率(1%) (200万円/月以下の場合0.7%)	有:創設時より (1.2%) (200万円/月以下の場合 0.9%)	
特 別 土 地 保 有 税	一定税率 〔土地の所有 1.4% 土地の取得 3%〕	—	平成15年度以降は新たな課税を停止。
入 湯 税	標準 1人1日150円	無	
事 業 所 税	一定税率 〔資産割 600円/m ² 従業者割 0.25%〕	—	
都 市 計 画 税	制限税率(0.3%)	有:創設時より (当初、0.2%)	昭和53年度より 0.3%
水 利 地 益 税	任意税率	無	
共 同 施 設 税	任意税率	無	
宅 地 開 発 税	任意税率	無	

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数（平成25年4月1日現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割	33団体	〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
所得割	1団体	〔神奈川県〕
法人均等割	33団体	〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕
法人税割	46団体	〔静岡県を除く46都道府県〕
<法人事業税>	8団体	〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕
<自動車税>	1団体	〔東京都〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割	2団体	〔北海道夕張市、神奈川県横浜市〕
所得割	2団体	〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕
法人均等割	397団体	
法人税割	997団体	
<固定資産税>	156団体	〔北海道〕函館市、夕張市、美瑛市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、栗山町、浦臼町、滝上町 〔青森県〕郷ヶ沢町 〔山梨県〕早川町 〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市 〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市 〔香川県〕高松市 〔高知県〕高知市、須崎市
<軽自動車税>	29団体	
<鉱産税>	31団体	
<入湯税>	2団体	〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

イ 超過課税の規模（平成24年度決算）

道府県税(団体数)		
道府県民税	個人均等割	(33団体) 199.7億円
	所得割	(1団体) 26.6億円
	法人均等割	(33団体) 95.6億円
	法人税割	(46団体) 926.2億円
法人事業税		(8団体) 974.2億円
自動車税		(1団体) 14百万円
道府県税計		2,222.3億円
市町村税(団体数)		
市町村民税	個人均等割	(2団体) 16.2億円
	所得割	(2団体) 0.7億円
	法人均等割	(399団体) 152.6億円
	法人税割	(1,000団体) 2,278.6億円
固定資産税		(158団体) 341.3億円
軽自動車税		(30団体) 6.8億円
鉱産税		(31団体) 10百万円
入湯税		(2団体) 23百万円
市町村税計		2,796.5億円
超過課税合計		5,018.8億円

※ 地方法人二税の占める割合:88.2%

法定外税の状況

(平成26年4月1日現在)

平成24年度決算額 364億円 (地方税収額に占める割合0.11%)

1 法定外普通税

(平成24年度決算額)

[単位：億円]

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	80 (*1)
核燃料等取扱税	茨城県	6
核燃料物質等取扱税	青森県	160
計	13件	256 (*2)

[市区町村]

別荘等所有税	熱海市(静岡県)	6
砂利採取税	山北町(神奈川県)	0.1 (*3)
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	4
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	4
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府) (*4)	0
計	6件	14

[合計]

19件

270

2 法定外目的税

[都道府県]

産業廃棄物税等(*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、 熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、 山形県、愛媛県	69
宿泊税	東京都	10
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.2
計	29件	80

[市区町村]

山砂利採取税	城陽市(京都府) (*6)	0.2
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	8
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	6
環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県) 渡嘉敷村(沖縄県)	0.2
計	7件	14

[合計]

36件

94

*1 福島県核燃料税条例は平成24年12月30日をもって失効している。平成24年度の税収は約0.01億円であり、その額も含めて計上している。

*2 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、法人税の更正に伴う修正申告等により、平成24年度の税収が約0.02億円発生しているため、その額も計には含めている。

*3 神奈川県中井町砂利採取税条例は平成24年5月31日をもって失効している。平成24年度の税収は約0.01億円であり、その額も含めて計上している。

*4 大阪府泉佐野市空港連絡橋利用税は平成25年3月30日より施行。

*5 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*6 京都府城陽市山砂利採取税は平成23年6月1日に法定外普通税から法定外目的税に変更。

*7 端数処理のため、計が一致しない。

資料作成にあたっての出典一覧

1. 総務省地方税の概要「租税体系」：http://www.soumu.go.jp/main_content/000308511.pdf
2. 総務省地方税の概要「市町村税の概要」：http://www.soumu.go.jp/main_content/000361031.pdf
3. 総務省地方税の概要「地方税の税率一覧」：http://www.soumu.go.jp/main_content/000361032.pdf
4. 総務省地方税の概要「超過課税の状況」：http://www.soumu.go.jp/main_content/000308514.pdf
5. 総務省地方税の概要「法定外税の状況」：http://www.soumu.go.jp/main_content/000274767.pdf
6. 横浜市「横浜みどり税」：
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/midorizei.html>
7. 神奈川県「水源環境保全税」：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4832/>
8. 神奈川県「法人県民税・事業税の超過課税の概要」：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5958/>
9. 大阪府岬町「固定資産税の超過課税の実施について」（自治大阪 2006-12）：
http://www.masse.or.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/6/200612_p30.pdf
10. 豊岡市「都市計画税廃止と固定資産税率改正」：
<http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1224658816992/>
11. 岡山県美作市「入湯税のあらまし」：
http://www.city.mimasaka.lg.jp/www/common/detail.jsp?common_id=1442&parent_genre_id=36
12. 釧路市「入湯税率改正」：
<http://www.city.kushiro.lg.jp/shisei/kouhoukouchou/kouchou/pubukome/h26/page4300004.html>
13. 近江八幡市「安土町域における都市計画税」：
http://www.city.omihachiman.shiga.jp/contents_detail.php?frmId=8560
14. 熱海市「別荘等保有税」：http://www.city.atami.shizuoka.jp/page.php?p_id=638
15. 東京都「宿泊税」：<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/shuk.html>